

流山市農業委員会
令和4年第3回
総会議事録

令和4年3月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第3回総会議事録

- 1 期 日 令和4年3月10日(木)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 9番 石井 保
10番 岡田 長政
- 5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席委員(委員0名)
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
主事 小田 嵩
- 9 会議目次
 - (1) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
 - (2) 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について…………… 3
 - (3) 議案第8号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について …… 7
 - (4) 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について…………… 9
 - (5) 報告第8号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 10
 - (6) 報告第9号 専決処理の報告について…………… 11

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より2名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

9番 石井委員、10番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの4議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第8号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第9号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年3月10日提出

今月の申請は2件です。

始めに、1番の権利者は、流山市東深井の方で職業は兼農です。

申請がありました土地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

申請事由ですが、経営規模拡大のため売買により取得するものでございます。

議案案内図については、1ページにございますので併せて御参照ください。

次に、2番の権利者は、流山市名都借の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、野々下二丁目の畑1筆 面積1,402平方メートルです。

申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により取得するものでございます。

議案案内図については、2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議を行いました。

始めに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積1,031平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で400万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は5名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約1.2キロメートルに位置している畑1筆で、面積1,402平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で約1,270万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.2ヘクタールで農業従事者は2名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいとのことです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農

業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第7号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年3月10日提出

今月の申請は新規が2件、更新が11件です。

始めに、議案の1番から2番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田5筆 合計面積2,869平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の3番、4番及び7番から12番は権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市中野久木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 平方の田6筆 中野久木の田10筆の合計17筆で、合計面積13,643平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、4ページから8ページにごございますので併せてご参照ください。

次に、議案の5番の権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにごございますので併せて御参照ください。

次に、議案の6番の権利者は、流山市木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆と中野久木の田1筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにごございますので併せて御参照ください。

次に、議案の13番の権利者は、流山市名都借にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、名都借の畑1筆 面積1,434平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにごございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が11件です。

始めに、1番と2番は権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は65歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は180日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、3番、4番及び7番から12番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は75歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、5番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は69歳です。
農業従事者は、2名で農業従事日数は300日です。
申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。
次に、6番ですが、本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は34歳です。
農業従事者は、4名で農業従事日数は200日です。
申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。
次に、13番ですが、本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は49歳です。
農業従事者は、4名で農業従事日数は200日です。
申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。
以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 はい、ありがとうございます。

なお、本案の1番から2番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時14分 金子委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番から2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の1番から2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号の1番から2番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時15分 金子委員入室)

○水代会長 次に、本案の3番、4番及び7番から12番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係

委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時15分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番、4番及び7番から12番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の3番、4番及び7番から12番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号の3番、4番及び7番から12番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時16分 石井委員入室)

○水代会長 次に、本案の5番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時17分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号の5番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時18分 小菅委員入室)

○水代会長 これより、本案の6番と13番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号の6番と13番について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号の6番と13番については、承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第8号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和4年3月10日提出

今月の申請は3件です。

はじめに1番の申請者は、流山市北にお住まいの方です。

申請地は、北の登記地目 畑1筆 面積416平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件につきましては、現況は宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、10ページから11ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の2番の申請者は、流山市南にお住まいの方です。

申請地は、南の登記地目 田1筆 面積185平方メートルで、変更後の地目につきましては原野です。

本件につきましては、平成26年の利用状況調査でB判定とされた土地で、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、12ページにございますので併せてご参照ください。

次に、議案の3番の申請者は、流山市です。

申請地は、名都借の登記地目 田1筆 面積723平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

本件につきましては、現況は東部市民プールの用地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、13ページから14ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第8号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ

いて」御報告いたします。

今月の案件は、3件です。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1キロメートルに位置している土地です。

申請者が平成17年に相続により取得した土地で、昭和25年ごろから配置図のように、宅地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1キロメートルに位置している土地です。

申請者が昭和37年に相続により取得した土地で、平成26年度の利用状況調査で、農地に復元できない土地としてB判定された場所です。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり農地に復元できない土地であることを確認いたしました。

次に、3番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1.2キロメートルに位置している土地です。

申請者が昭和57年に公共用地として取得した土地で、昭和58年から配置図のように、東部市民プールの用地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和59年7月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり東部市民プール用地の一部となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は農地以外の目的で利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをご覧ください
議案第9号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和4年3月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市上新宿の方で被相続人の長男に当たります。

申請地は、上新宿の畑5筆 合計面積4,711平方メートルです。

議案案内図につきましては、15ページにございますので併せてご参照ください。

被相続人については、令和3年8月に97歳でお亡くなりになられた方です。

相続人の年齢は74歳です。

相続人の世帯の農業従事者は、1名です。

現地の状況につきましては、耕起済の状況で一部果樹が植えられておりました。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1キロメートルに位置している土地です。

被相続人は、大正13年生まれで、令和3年8月に97歳で亡くなられた方です。

相続人は、被相続人の長男で昭和22年生まれの74歳の方です。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者1名です。

申請地は、写真のとおり耕起されており、一部は果樹が植えられていました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第8号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第8号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和4年3月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和3年7月の総会で審議がなされ、令和3年7月15日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の16ページと17ページにございます。

本件につきましては、1月26日に小菅委員・矢口委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月10日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 1筆 面積1,322平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第4条の届出の報告は、1件 1筆 面積179平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、11件 100筆 面積68,493.12平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が1件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が7件、マンションの区分所有が3件、道水道用地が1件の計11件でございます。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時34分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年3月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

石井保

流山市農業委員会 委員

岡田長政